

令和 7 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 7 年 3 月 2 8 日（金） 午後 2 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和7年第3回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告 6	赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について
第 1 0 号議案	赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
第 1 1 号議案	赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
第 1 2 号議案	赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
第 1 3 号議案	赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について
第 1 4 号議案	赤穂市教育委員会人事異動について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 6

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の制定について

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱が制定されるため、その内容につき次のとおり報告する。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けている保育施設に対し、光熱費及び食材料費等の価格上昇分の一部を支援することで保育施設の継続的かつ安定的なサービスの提供を図ることを目的として交付する赤穂市保育施設一時支援金（以下「支援金」という。）について、赤穂市補助金等交付規則（昭和 6 3 年赤穂市規則第 4 条）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者は、別表に定める基準日において、市内の次に掲げる保育施設を運営する民間の事業者であって、今後も継続して運営を行う意思のあるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 5 条第 4 項の規定による認可を受けた保育所
- (2) 法第 5 9 条の 2 の規定による届出を行っている認可外保育施設

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、別表に定める額とする。

2 支援金の交付は、同一保育施設につき 1 回限りとする。

(交付申請等)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市保育施設一時支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の定員が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請等があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、赤穂市保育施設一時支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、前条第1項の取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第8条 交付決定者は、支援金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、支援金に関する事項について交付決定者に報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行し、令和7年3月31日をもってその効

力を失う。

別表（第3条関係）

定員規模（名）	支援金の額
1－9	1万円
10－19	3万円
20－29	5万円
30－39	7万円
40－49	9万円
50－59	11万円
60－69	13万円
70－79	15万円

- 注1 定員規模は、基準日（令和6年10月1日）における保育施設の定員とする。
- 2 定員の定めがない施設は1万円とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

所在地
団体名
代表者名

赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて赤穂市保育施設一時支援金の交付を申請（請求）します。

記

1 交付申請（請求）額 金 円

2 申請事業所

事業所等名称		施設種別	
事業所所在地		定 員	名

3 振込先口座

金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協		金融機関 コード				
支 店 名	本店・支店・出張所		店舗コード				
口 座 番 号						口 座 種 別	普通・当座
フリガナ							
口 座 名 義							

4 添付書類

- (1) 施設の定員が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市保育施設一時支援金については、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付の決定又は却下の区分 決定 ・ 却下
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定者は、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 4 支援金の交付条件（却下理由）は、次のとおりとする。

様式第3号（第6条関係）

赤穂市保育施設一時支援金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市保育施設一時支援金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、赤穂市保育施設一時支援金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消後の支援金の額は、次のとおりとする。
支援金の額 円
- 3 取消理由

第 10 号議案

赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和 7 年 3 月 28 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

赤穂市学校運営協議会規則（平成 25 年赤穂市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

赤穂市立学校園における学校運営協議会の設置等に関する規則

第 2 条中「学校運営」を「赤穂市立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年赤穂市条例第 31 号）第 2 条に規定する学校及び赤穂市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年赤穂市条例第 32 号）第 2 条に規定する幼稚園（以下「学校園」という。）の運営」に、「及び校長（園長を含む。以下同じ。）」を「並びに校長及び園長（以下「校園長」という。）」に、「協議会を設置する学校」を「協議会を設置する学校園（以下「対象学校園」という。）」に、「児童又は生徒」を「生徒、児童又は幼児」に、「協議会を設置する学校の所在する」を「対象学校園の所在する」に、「学校運営」を「学校園運営」に、「学校」を「学校園」に改める。

第 3 条第 1 項中「赤穂市立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年赤穂市条例第 31 号）第 2 条に規定する学校に、当該学校」を「学校園に、当該学校園」に、「設置する」を「設置するものとする」に改め、同条第 2 項中「学校の校長」を「学校園の校園長」に改め、同条第 3 項中「学校（以下「対象学校」という。）」を「学校園」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象学校の校長」を「対象学校園の校園長」に、同項第 3 号中「学校」を「学校園」に改め、同条第 2 項中「対象学校の校長」を「対象学校園の校園長」に、「学校運営」を「学校園運営」に改める。

第 5 条中「対象学校の運営」を「対象学校園の運営」に、「対象学校の所在する地域住民」を「地域住民等」に、「対象学校に」を「対象学校園に」に、「児童又は生徒」を「生徒、児童又は幼児」に、「対象学校と」を「対象学校園と」に改める。

第 6 条第 1 項中「対象学校」を「対象学校園」に、「次項に規定する事項」を「職員の採用に関する事項」に、「校長」を「校園長」に改め、同条第 2 項を削る。

第7条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「対象学校の所在する地域の住民」を「地域住民等」に改め、同項第2号中「対象学校」を「対象学校園」に、「児童又は生徒」を「生徒、児童又は幼児」に改め、同項第3号中「対象学校」を「対象学校園」に、「校長」を「校園長」に改め、同項第4号中「対象の学校」を「対象学校園」に改め、同条第2項中「対象学校」を「対象学校園」に、「校長」を「校園長」に改め、同条に次の1項を加える。

5 委員は、無報酬とする。

第9条第2項第3号中「対象学校」を「対象学校園」に改める。

第11条第1項、第5項及び第6項中「対象学校の校長」を「対象学校園の校園長」に改め、同条第7項中「対象学校」を「対象学校園」に改める。

第13条第2項中「対象学校の校長」を「対象学校園の校園長」に改める。

第14条第3号中「学校」を「学校園」に改める。

第15条第2項中「対象学校の校長」を「対象学校園の校園長」に改める。

第16条及び第17条中「対象学校」を「対象学校園」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 11 号議案

赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和 7 年 3 月 28 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

赤穂市教育委員会公告式規則（昭和 27 年赤穂市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 3 項中「公布は、」の次に「市ホームページに掲載し、又は」を加える。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 12 号議案

赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定したい。

令和 7 年 3 月 28 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

赤穂市教育委員会会議規則（昭和 31 年赤穂市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「告示は、」の次に「市のホームページに掲載し、又は」を加える。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 13 号議案

赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について

赤穂市文化財保護連絡員設置要綱（平成 2 年赤穂市教育委員会訓令甲第 4 号）第 2 条の規定により、別紙の者を赤穂市文化財保護連絡員に委嘱したい。

令和 7 年 3 月 28 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 1 4 号議案

赤穂市教育委員会人事異動について

赤穂市教育委員会の人事異動について、別紙のとおり発令したい。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 1 号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開